

当別町移住支援金 対象要件チェックリスト

共通事項（全員対象） ※次の全てに該当すること

- ☐ 次のいずれかに該当する
 - ☐ ①住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住していた。
 - ☐ ②住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京圏(※1)内の条件不利地域(※2)以外の地域に在住し、東京23区内に通勤していた。
- ☐ 次のいずれかに該当する
 - ☐ ①当別町に住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住していた。
 - ☐ ②当別町に住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京圏(※1)内の条件不利地域(※2)以外の地域に在住し、東京23区内に通勤していた。
- ☐ 移住支援金の本申請時において当別町に移住後、在住期間が1年以内である。
- ☐ 当別町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して在住する意思を有している。
- ☐ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではない。
- ☐ 日本人であること、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」もしくは「特別永住者」のいずれかの在留資格を有する。
- ☐ 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していない。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、北海道及び当別町が認める場合を除く。

個別事項 以下の①～④のいずれかの要件を満たすこと

①就業の場合 ※次の全てに該当すること

- ☐ 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在する。
- ☐ 就業先が、北海道が移住支援金の対象法人としてマッチングサイト(※3)に掲載している求人である。
- ☐ 就業者にとって、3親等以内の親族が、代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でない。
- ☐ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業し、申請時において在職している。
- ☐ 求人への応募日が、マッチングサイトに移住支援金の対象として求人が掲載された日以降である。
- ☐ 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有している。
- ☐ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である。

②起業の場合

- ☐ 1年以内に道の地域課題解決型起業支援事業費補助金(※4)の交付決定を受けている。

③テレワーク移住の場合 ※次の全てに該当すること

- ☐ 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う。
- ☐ 移住先でテレワークにより勤務する。（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。
- ☐ 内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク))又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

④関係人口の場合 ※次のA、Bに掲げる要件に該当すること	
☐	A、世帯要件として、次のア、イに掲げる事項のいずれかに該当すること。
ア	世帯すべての者が申請時に50歳未満であること。
イ	申請時に、中学生以下(出生から15歳に達する日以降の4月1日までの間にある者)の子どもを扶養し、同居している世帯であること。
☐	B、関係要件として、次のアの要件を満たし、かつイ、ウ、エに掲げる事項のいずれかに該当すること。
ア	当別町が求める業種に就労していること。
イ	町内に所在する小学校、中学校、高等学校又は大学を卒業していること。
ウ	3親等以内の親族が町内に居住していること。
エ	当別町若しくは地域づくり団体が関わる地域づくり活動等に継続的に参加していること。

以下の要件での申請を希望する場合、各要件をすべて満たすこと	
⑤世帯に関する要件(「世帯」で申請する方のみ) ※次の全てに該当すること	
☐	申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していた。
☐	申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属している。
☐	申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和5年4月1日以降に転入した。
☐	申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の申請時において転入後、在住期間が1年以内である。
☐	申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない。
⑥18歳未満の子に関する要件(「子の加算」を申請する方のみ) ※次の全てに該当すること	
☐	申請者を含む18歳未満の世帯員が移住元において、同一世帯に属していた。
☐	申請者を含む18歳未満の世帯員が申請時において、同一世帯に属している。
☐	申請者を含む18歳未満の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入した。
☐	申請者を含む18歳未満の世帯員がいずれも、移住支援金の申請時において転入後、在住期間が1年以内である。
☐	申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない。

※1. 東京圏

東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の一部の区域のうち別表に掲げる条件不利地域を除いた区域をいう。

※2. 東京圏のうちの条件不利地域

都県名	条件不利地域
東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
千葉県	館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
神奈川県	山北町、真鶴町、清川村

※3. マッチングサイト

「北海道公式 移住支援金対象求人就業マッチングサイト」

(<https://hokkado.saiyo-job.jp/2jhy/recruit/>)

※4. 北海道の地域課題解決型起業支援事業費補助金

「起業支援金」

(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sougyou/chiikikadaikaiketsu2.html>)